○農林水産省告示第千五百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年八月二十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　埼玉県本庄市児玉町小平字柿木沢二三八一、二三八九、二三九二、二三九三の一、二三九三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及びときがわ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年八月二十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川字門林二一九四の一〇

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年八月二十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市厳木町平之字太道二四三四の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年八月二十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　佐賀県鳥栖市平田町字鬼迫二八六四の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び鳥栖市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年八月二十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岡山県赤磐市稲蒔字高星九三五の三、字小石谷九三七の一、和気郡和気町保曽字上大坂一五一八の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁並びに赤磐市役所及び和気町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年八月二十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　山形県酒田市田沢字鍋倉一の五、一の一一、一の一四、一の二四、一の二九、一の三二、一の三七、一の八五から一の八八まで、一の九一、一の九三から一の九八まで、一の一〇一から一の一〇五まで、一の一〇八から一の一一六まで、一の一一八、一の一一九、一の一二一から一の一二三まで、一の一二五から一の一三一まで、一の一三三、一の一三七、一の一三八、一の一六四、一の一六六、一の一六八、六六の二、六七、七〇、七一、七五から八四まで、七六の一、七六の二、七七の一、七七の二、七八の一、八〇の一、八〇の二、八七から八九まで、八八の一、八八の二、八九の一、九一の一、九三、九三の一、九四の一、九五、九五の一から九五の四まで、九八、九九、九九の一、九九の二、一〇三、一一二、一一三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鍋倉一の一三七、九三の一、九四の一、九五、九五の一から九五の四まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び伊豆市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年八月二十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　静岡県伊豆市修善寺字神戸八二六の二、字寺山三六八四の一（次の図に示す部分に限る。）、三六八三の一・三六八二の一・三六八三の一・三六八四の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、三六八〇の四、三六八〇の一〇、三六八二の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字神戸八二六の二、字寺山三六八四の一（次の図に示す部分に限る。）、三六八三の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び伊豆市役所に備え置いて縦覧に供する。）